

「JICA北海道（札幌）昇降機改修更新工事に係る設計・監理業務」（再公告）（公告日：2022年11月21日）について、入札説明書に対する質問への回答は、以下のとおりです。

独立行政法人 国際協力機構
北海道センター 所長

入札説明書内容の一部修正

通番	該当頁	該当項目	修正内容																				
1	入札説明書【再公告】P3	5. 競争参加資格（2）積極的資格制限	以下の通り入札説明書内容について修正いたします。 【変更前】 『5）総合（建築）分野、電気設備分野において、競争参加資格申請書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、機構の他入札案件の競争参加資格申請書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。』 『8）総合（建築）分野の主任担当技術者は、一級建築士または二級建築士の資格を有する者であること。電気設備分野の主任担当技術者は、二級建築士または建築設備士の資格を有する者であること。』 『9）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合（建築）分野及び電気設備分野）は、それぞれ1名であること。』 【変更後】 『5）総合（建築）分野、電気設備分野又は機械設備分野において、競争参加資格申請書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が、機構の他入札案件の競争参加資格申請書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。』 『8）総合（建築）分野の主任担当技術者は、一級建築士または二級建築士の資格を有する者であること。電気設備分野又は機械設備分野の主任担当技術者は、一級建築士または建築設備士の資格を有する者であること。』 『9）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合（建築）分野及び電気設備分野又は機械設備分野）は、それぞれ1名であること。』																				
2	入札説明書【再公告】P4	注釈1 表内	【変更前】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合（建築）</td> <td>平成21年国土交通省告示15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>同上「構造」</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」に係るもの</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」に係るもの</td> </tr> </tbody> </table> 【変更後】 分担業務分野の「機械」の「業務内容」に「昇降機等」を追加。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担業務分野</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合（建築）</td> <td>平成21年国土交通省告示15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>同上「構造」</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td>同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」に係るもの</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの</td> </tr> </tbody> </table>	分担業務分野	業務内容	総合（建築）	平成21年国土交通省告示15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」	構造	同上「構造」	電気	同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」に係るもの	機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」に係るもの	分担業務分野	業務内容	総合（建築）	平成21年国土交通省告示15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」	構造	同上「構造」	電気	同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」に係るもの	機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの
分担業務分野	業務内容																						
総合（建築）	平成21年国土交通省告示15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」																						
構造	同上「構造」																						
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」に係るもの																						
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」に係るもの																						
分担業務分野	業務内容																						
総合（建築）	平成21年国土交通省告示15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」																						
構造	同上「構造」																						
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」に係るもの																						
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの																						
3	入札説明書【再公告】P21, 22	第3 技術提案書の作成要領別紙 技術評価表 ①予定技術者の経験及び能力	【変更前】 各評価項目 判断基準の主任担当技術者「電気」 【変更後】 各評価項目 判断基準の主任担当技術者「電気・機械」 ※各配点に変更なし																				
4	入札説明書【再公告】P21	第3 技術提案書の作成要領別紙 技術評価表 ①予定技術者の経験及び能力	【変更前】 評価項目「技術力」の評価の着目点「2017年4月1日から2022年3月31日まで（※2）に契約履行が完了した官公庁等が発注した公共工事に係る営繕事業に係る実施設計業務の成績評価（複数の実績がある場合は、評価点の平均）」 【変更後】 評価項目「技術力」の評価の着目点「2017年4月1日から2022年3月31日までに契約履行が完了した官公庁等が発注した公共工事に係る営繕事業に係る実施設計業務の成績評価（複数の実績がある場合は、評価点の平均）」																				
5	入札説明書【再公告】P22, 23	第3 技術提案書の作成要領別紙 技術評価表 資格評価表	【変更前】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>電気</td> <td>① 建築設備士、一級建築士 ② その他</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級管工事施工監理技士</td> </tr> </tbody> </table> 【変更後】 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>電気</td> <td>① 建築設備士、一級建築士 ② その他</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>① 建築設備士、一級建築士 ② その他</td> </tr> </tbody> </table>	電気	① 建築設備士、一級建築士 ② その他	機械	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級管工事施工監理技士	電気	① 建築設備士、一級建築士 ② その他	機械	① 建築設備士、一級建築士 ② その他												
電気	① 建築設備士、一級建築士 ② その他																						
機械	① 建築設備士、技術士、一級建築士 ② 一級管工事施工監理技士																						
電気	① 建築設備士、一級建築士 ② その他																						
機械	① 建築設備士、一級建築士 ② その他																						
6	入札説明書【再公告】P2, 3	4. 担当部署等（2）書類授受・提出方法及びスケジュール	【変更前】 ・メールによる提出の場合：（1）のメールアドレス宛 なお、メールによる場合は、当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、圧縮せずに送信してください。なお、Word、Excelに限ります。送信後、数日経過しても担当者から受信済みの返信メールがない場合は、担当者までご連絡ください。 【変更後】 ・メールによる提出の場合：（1）のメールアドレス宛 なお、メールによる場合は、当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、圧縮せずに送信してください。送信後、数日経過しても担当者から受信済みの返信メールがない場合は、担当者までご連絡ください。																				

質問回答

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	入札説明書【再公告】P4	分担業務分野 業務内容	昇降機業務の設備分野は機械担当と考えられます。記載されている電気設備分野の主任担当技術者は、機械設備分野の主任担当技術者と置き替えてよろしいでしょうか。	上記 「No. 1 入札説明書内容の一部修正」にて記載の通り、管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は（総合（建築）分野に加え電気設備分野又は機械設備分野）の、それぞれ1名であることを認めることといたします。
2	業務仕様書第2工事概要P3, 4	既存エレベーターシャフトについて	更新される昇降機の仕様、寸法等は、既存エレベーターシャフトで納まると考えてよろしいでしょうか。	エレベーターメーカーによる事前確認でシャフト内に納まる事は確認済み。ただし、エレベーターメーカーを指定するものではありません。
3				以上